

○平成七年郵政省告示第十一号（電気通信回線設備への接続を要しないデジタルコードレス電話の無線局の無線設備を定める件）を廃止する告示案  
 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（廃止）</p>	<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の二第一項第一号ロただし書の規定に基づき、電気通信回線設備への接続を要しないデジタルコードレス電話の無線局の無線設備を次のとおり定める。</p> <p>PHSの陸上移動局に電話番号、制御チャネルその他のPHSの陸上移動局と基地局との間で通信を行うために必要となる情報（以下「情報」という。）を記憶させ、並びにPHSの陸上移動局が記憶している情報を消去し、及び確認するために開設するデジタルコードレス電話の無線局の無線設備</p>